

阪急園田駅前仮広場 利用ガイドライン (案)

令和6年8月版

改訂履歴

令和6年4月 1日 (初版)

令和6年6月19日 (第1回改訂)

令和8年8月15日 (現行)

1	背景・目的	P. 3
2	利用条件	P. 4
3	利用の流れ	P. 7
4	利用に関する注意事項等	P. 14
5	問い合わせ先	P. 15

阪急園田駅前では、道路を整備して駅前広場をつくることを計画しています。駅前広場の整備計画にあたっては、地域住民及び阪急園田駅利用者のニーズを踏まえながら検討するために、令和5年度より園田豊中線タウンミーティングを実施しているところであります。

この取り組みの一環として、市民の皆様の駅前広場の利用意向の把握、整備後の利活用の促進、運営手法の検討を行うことを目的に、駅前広場の一部を先行的に利活用する社会実験を行っています。

今後も、市民や事業者の皆様のご協力のもと、より良い駅前空間を創出するための活用と、維持管理を目指します。

そのため、駅前広場を利用するための手引きとして、「**阪急園田駅前仮広場利用ガイドライン（案）**」を策定しました。

また、本取り組みは社会実験として実施しており、皆様のご意見を反映し、随時、ガイドラインの改訂を行ってまいります。

阪急園田駅前仮広場でできること

- ・マルシェ
- ・展示会
- ・ワークショップ
- ・フィットネス
- ・地域イベント
- ・フリーマーケット など

※利用にあたっては、各種申請・届け出が必要です。

あらかじめ、事前相談を行ってください。

※社会実験の主旨から、多くの方に利用していただきたいので、複数回の利用をお断りする場合があります。

(1事業者による同じ内容：社会実験期間中、2回程度までを目安)

※単独による販売目的の利用については、お断りする場合があります。

※お申し込み後の審査で、阪急園田駅前仮広場利用ガイドラインに合致しない場合は、利用をお断りする場合があります。

利用可能時間

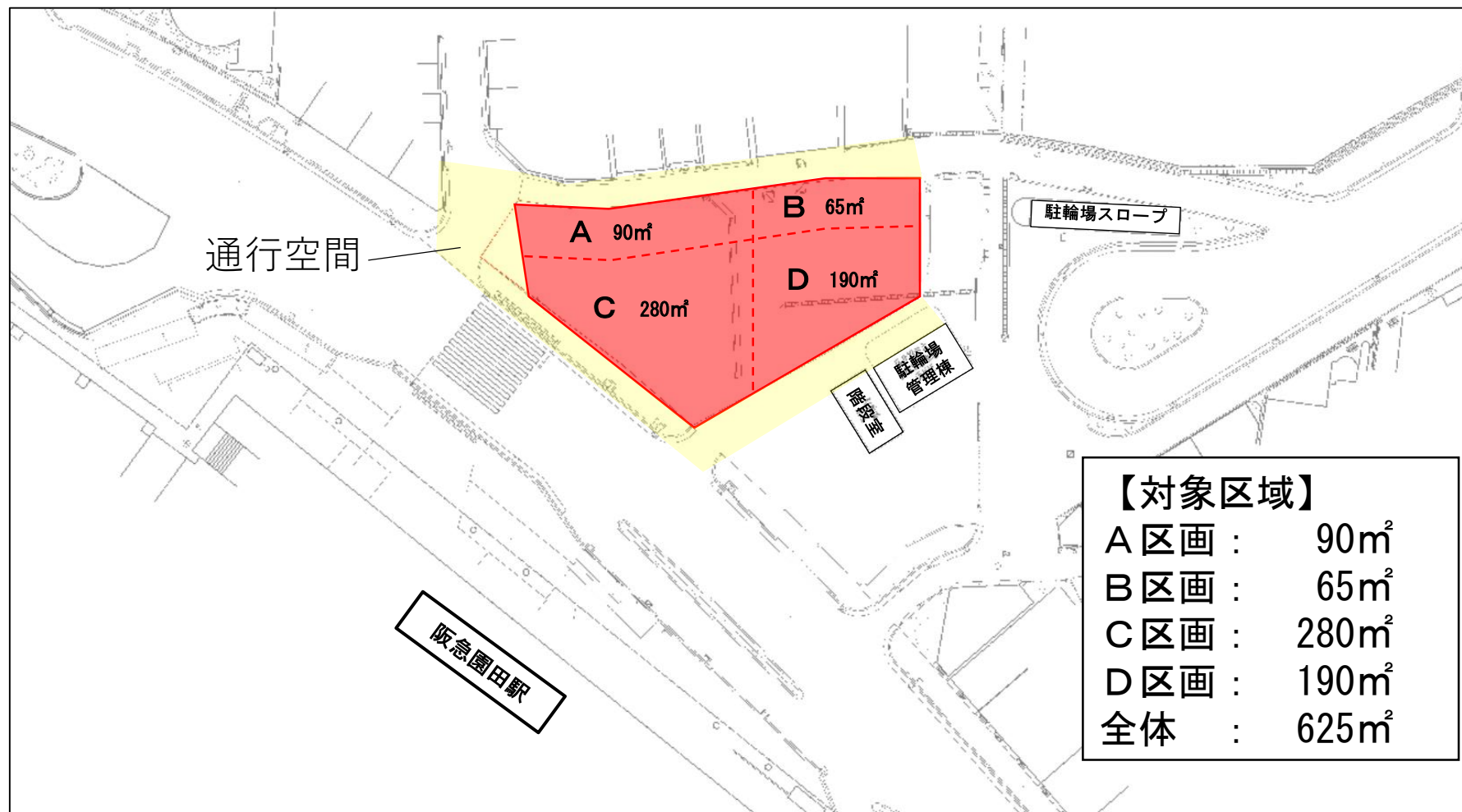
- ・利用可能時間は、10：00～21：00（搬出入含む）です。
- ・搬入、設営等の時間外利用については事務局へご相談ください。

※機材等について、夜間にわたっての設置はできません。

利用料金

- ・社会実験期間中（令和6年4月1日～令和6年12月31日）における利用料金は無料です。

対象区域



1区画から全区画まで利用可能ですが、最小限でお願いします。

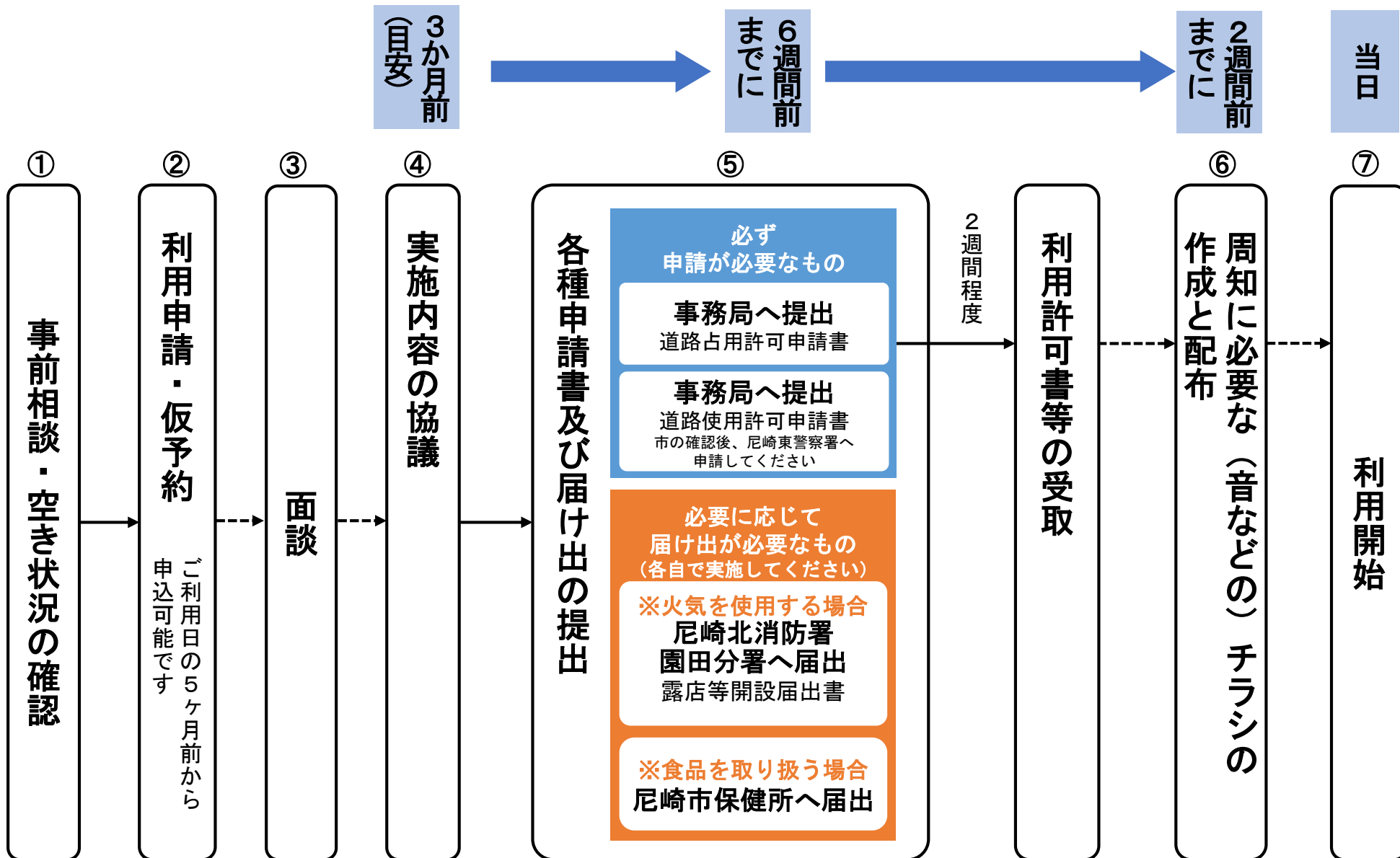
※同日に、複数の利用者が各区画を利用する場合があります。

※来場者の待ち列等も考慮し、通行空間の確保や、案内誘導態勢の確保をお願いします。

対象区域への車両乗り入れについて



利用開始までの流れ



利用開始までの流れ

①事前相談 ・ 空き状況の確認

- ・ 空き状況を確認したい場合は、電話・窓口・メールにてお問い合わせ下さい。
- ・ 事前相談は、利用内容が分かるもの、設営撤去も含めたスケジュール、会場図、使用備品リスト等をご持参ください。
- ・ 出店内容には審査がございます。

②利用申請 ・ 仮予約

- ・ ご利用日の5ヶ月前から申込可能です。
- ・ 利用申請は、先着順で受け付けます。
- ・ 利用日の予約は、イベントエリア利用許可証の交付をもって確定となります。
- ・ ご希望の日程が空いていた場合、仮予約が可能です。仮予約を希望される方は、その旨を事前相談の際にお申し出ください。
- ・ 仮予約は、ご利用日の5ヶ月前から可能です。
- ・ 仮予約のお申込は、先着順で受け付けます。

③面談

- ・ イベントエリアを利用する申請者の方は、事務局による面談を必ず受けてください。

④実施内容の協議

- ・ 実施内容について、事務局と協議をしてください。

利用開始までの流れ

⑤実施内容申請書の提出

- ・事前相談後、6週間以内に下記の書類を提出してください。申請書はホームページでダウンロードすることができます。また、直接お越しいただき記入することも可能です。
- ・イベントエリアをご利用する場合、尼崎市道路課へ「道路占用許可申請書」、尼崎東警察署に「道路使用許可申請書」を提出し、許可を受ける必要があります。
- ・詳細は、下記のHPをご覧ください。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/tosi_seibi/douro/1035175/1037132.html

- ・使用許可が下りるまで数週間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって準備してください。

⑤尼崎東警察署への申請

- ・道路使用許可の申請を行ってください。
- ・通常、手数料として2,000円を納付する必要がありますが、社会実験期間中は手数料を全額免除します。

⑤尼崎北消防署園田分署へ届出

- ・イベントエリアで火気を使用する場合、消防署に「露店等開設届出書」を提出する必要があります。
- ・届出書は、申請者自身で尼崎北消防署園田分署に提出してください。
- ・詳細は、下記のHPをご覧ください。
尼崎市HP

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_bousai/116sinseiyosi.html

⑤尼崎市保健所へ届出

- ・イベントエリアで食品を提供する場合、保健所に相談してください。「模擬店等における実施届」の提出が必要な場合があります。
- ・届出書は、申請者自身で尼崎市保健所（兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502 フェスタ立花南館5階）に届け出てください。

利用開始までの流れ

⑥広報・PR

- ・原則、広報は利用許可書の交付後から行ってください。
- ・チラシ・WEBサイト等を用いて広報をする場合、お問い合わせ先など対応可能な連絡先電話・メール等を記載してください。
- ・使用内容について、取材を受ける場合は、事前に事務局へお知らせください。

⑦着手届の提出

- ・道路占用許可証の条件などを確認しながら着手届を作成し、事務局へ1部提出してください。
- ・イベントエリアの写真撮影を必ず行ってください。（完了届に、着手前・中・後の写真の添付が必要です。）イベント終了時、道路修繕費用が掛かるような場合は、修繕費用を請求する場合があります。

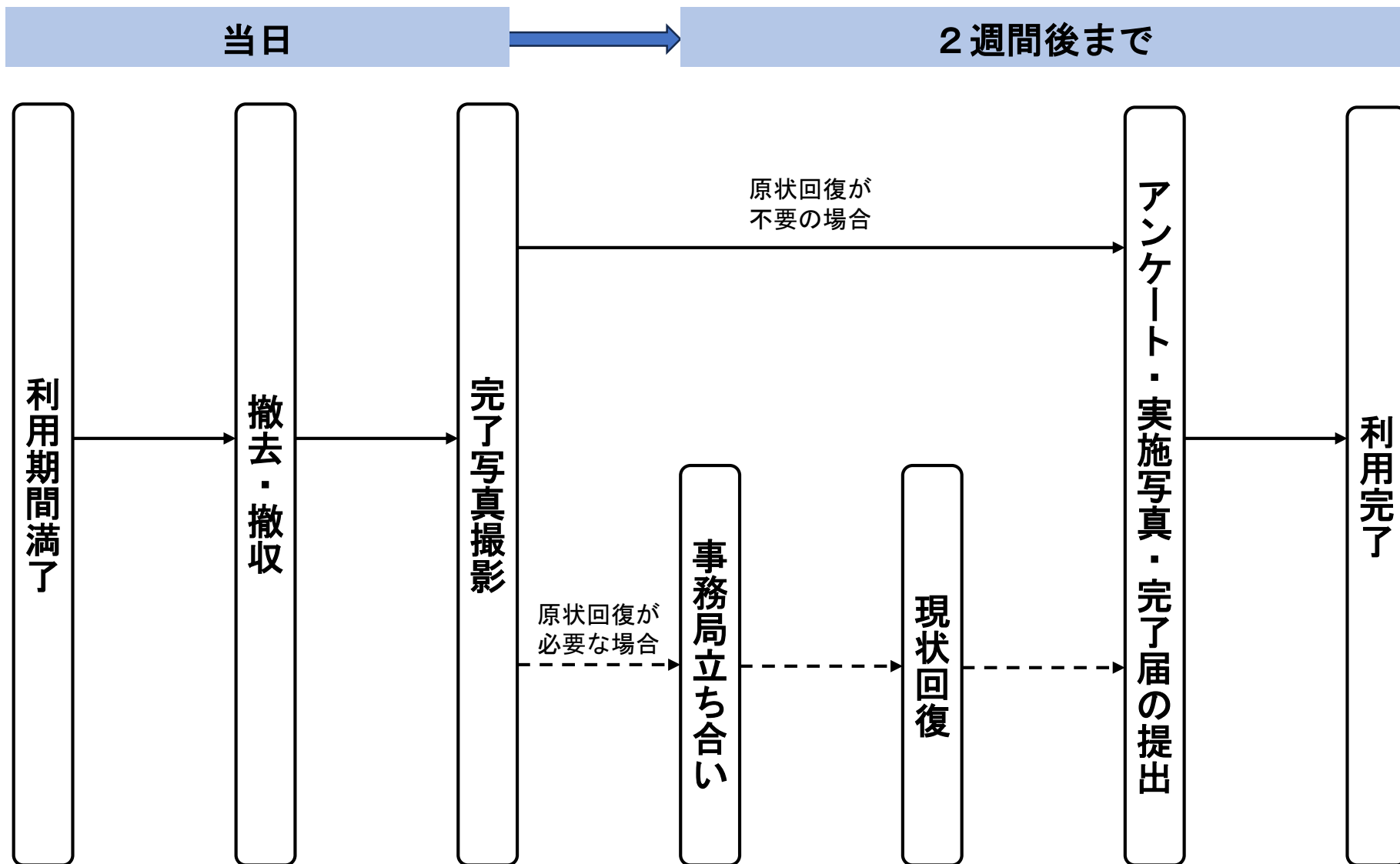
⑦設営・利用開始

- ・設営、準備は必ずイベントエリア内にて行い、一般の歩行者等の迷惑にならないよう、また通路を塞ぐことの無いように作業を行ってください。
- ・設置物は、強風で煽られ飛ばされる等がないよう、重りを乗せる、設置物同士を緊結するなどの対策をしてください。
- ・設営時の養生について、重量物及び床との接触面が硬い、または鋭利である物を設置する場合や汚損の恐れがある場合は、床面及び接地面の養生を行ってください。

【車両搬入・搬出について】

- ・車道上で什器等の搬入・搬出を行う場合は、5ページの2.利用条件「対象区域」を確認のうえ、搬入・搬出の際は誘導員を配置し、歩行者の安全第一で、速やかに行ってください。
- ・若しくは、近隣の駐車場をご利用ください。
- ・利用可能エリアに搬入出する際は南側の車止めを外す必要があります。事務局へ事前の相談をお願いします。

利用完了までの流れ



利用完了までの流れ

○撤収・撤去

- 設置した設備や備品類については、各自で必ず撤去して下さい。
- 梱包などの撤収作業は必ずイベントエリア内にて行い、一般の歩行者等の迷惑にならないよう、また通路を塞ぐことの無いように作業を行ってください。
- 清掃にあたって、水の利用はできません。万が一汚れが発生した場合は、洗い流さずにふき取るなどの対応をお願いいたします。

○原状回復

- 利用後は、必ず現状回復を行ってください。(清掃・動かした設備の回復等)
- ご利用により、万が一、道路修繕費用がかかるような破損等を生じさせた場合は修繕費用を請求する場合があります。

○アンケート・完了届・写真の提出

- 提出物：アンケート1部 ※必須
完了届1部 ※必須
写真データ ※任意
- 提出期日：利用完了後 1週間以内
- 提出先：事務局

○電気の使用について

- 電気はご利用いただけません。

○水の使用について

- 水道はご利用頂けません。各自準備をお願いします。
- 排水はできません。各自でお持ち帰りください。

○火気の使用について

- 火気を使用する場合は、各自消火器を用意してください。（消防法令適用規格のもの）
- 10ページ3.利用の流れに沿って、必要な手続きを行ってください。

○喫煙について

- 喫煙は禁止です。

○通行空間について

- 来場者の待ち列等も考慮し、通行空間の確保や、案内誘導態勢の確保をお願いします。

○駐車場・駐輪場について

- 駐車場及び駐輪場はありません。お近くの有料駐車場をご利用ください。
- 路上駐車及び、近隣地区への無断駐車は固くお断りします。

○雨天中止時の対応について

- 雨天時のご利用中止の判断は、申請者ご自身で行ってください。
- キャンセルする場合、事務局へ報告をお願いします。

○トラブルへの対応について

- 周辺住民や広場利用者からの苦情等のトラブルが起こった際は、申請者や出店者が誠意をもって対応してください。（搬入・搬出の時間帯を含む）

○清掃、ゴミ処理について

- ご利用に際して発生するゴミは、ゴミ袋を設置して各自回収・処分をお願いします。販売する際に、お客様にご自身のブースに容器など返却いただくようご案内をお願いします。

○音について

- イベント開催の2週間前までに、音が生じるイベントを行う旨を周知するチラシを作成し、事務局に確認を受けてください。
- イベントについて周辺住民の理解が得られるようなチラシとしてください。チラシに掲載が必要な事項は以下の通りです。

- イベント実施日、音の出る時間帯、イベント内容
- イベント主催者の連絡先(土日祝にも連絡可能)
- 「お騒がせします。」等周辺住民へのお詫びの内容

○酒類について

- 酒類を販売・提供する場合は、周囲が公共空間であるということ意識し、参加者に対して適切な量のみの販売・提供を心掛けてください。
- 万が一、参加者が泥酔するなど、公衆に迷惑をかけうると判断された場合、イベント主催者や出展者・提供者自らで声掛けを行ってください。

○暴力団排除について

- 広場について、暴力団を利するおそれがある利用はできません。主催者・出店者を問わずすべての関係者に暴力団員や暴力団密接関係者がいないか、ご確認ください。
- 利用の事前に「暴力団排除に関する誓約書」をご記入いただきます。

○その他

- 本ガイドラインに記載のない内容については、事務局に相談してください。
- また、社会実験中につき、随時ガイドラインの内容が変わることがあります。
- 本ガイドラインの記載事項を遵守いただけない場合、広場の利用を将来にわたって許可できない場合があります。

【事務局】 尼崎市道路整備担当（利用相談・書類提出先）

- 所在地：兵庫県東七松町1丁目23番1号
- [TEL : 06-6489-6493](tel:06-6489-6493) FAX : 06-6488-8883
- メール：ama-douroseibi@city.amagasaki.hyogo.jp
- 窓口：平日 午前8時45分～午後17時30分
※担当者が不在のことがあるため、窓口にお越しの際は、必ず事前連絡の上お越しく下さい。
(事前予約制)